

<b>【県内発生早期】</b>
<p><b>予想される状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</li> <li>・国内では、国内発生早期又は国内感染期にあることが想定される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（国内発生早期）国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。</li> <li>（国内感染期）国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）</li> </ul> </li> <li>・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul>
<p><b>対策の目的</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。</li> <li>2) 患者に適切な医療を提供する。</li> <li>3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</li> </ol>
<p><b>対策の考え方</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされる場合は、積極的な感染防止策等をとる。</li> <li>2) 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るために、県民への積極的な情報提供を行う。</li> <li>3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される国内外の情報を医療機関等に提供する。</li> <li>4) 新型インフルエンザ等患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染防止策を実施する。</li> <li>5) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、県民生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。</li> <li>6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</li> </ol>

## (1) 実施体制

### (1)-1 実施体制

- ① 県は、県内での発生が確認されたときは、速やかに県対策本部会議を開催し、県内発

### Ⅲ 各発生段階における対策【県内発生早期】

生早期における対策等を実行するとともに、感染拡大に備えた対応を検討する。（知事公室、医療政策部、関係部局）

- ② 県は、国が県内に政府新型インフルエンザ等現地対策本部を設置した場合、これと連携して対応する。（知事公室、医療政策部、関係部局）
- ③ 県は、市町村に対し、緊急事態宣言がなされる可能性を踏まえ、市町村対策本部の設置の準備を要請する。（知事公室、医療政策部）

#### (1)-2 緊急事態宣言がなされた場合の対応

県は、緊急事態宣言がなされた場合、県対策本部会議を開催し、変更された基本的対処方針に基づき、対応措置について検討し、措置を行う。（知事公室、医療政策部）

また、市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置する。

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 情報収集

県は、引き続き、WHO、政府対策本部、国立感染症研究所等の発表等を通じて、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や、抗インフルエンザ薬やワクチンの有効性・安全性等について、必要な情報を収集する。（知事公室、医療政策部、関係部局）

### (2)-2 サーベイランス

県は、引き続き、新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。（地域振興部、健康福祉部、医療政策部、教育委員会事務局）

### (2)-3 調査研究

県は、発生した県内患者について、初期の段階には、積極的疫学調査チームを派遣し、国と連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。（医療政策部）

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 情報提供

- ① 県は、引き続き、県民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、実施主体等を詳細

### Ⅲ 各発生段階における対策【県内発生早期】

に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。（知事公室、医療政策部、関係部局）

- ② 県は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。

また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策について、情報を適切に提供する。（知事公室、地域振興部、健康福祉部、医療政策部、産業・雇用振興部、教育委員会事務局、関係部局）

- ③ 県は、県民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、再度の情報提供に反映する。（知事公室、医療政策部、関係部局）

#### (3)-2 情報共有

県は、引き続き、国や市町村、関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。（知事公室、医療政策部、関係部局）

#### (3)-3 相談窓口等の充実・強化

- ① 県は、引き続き、相談窓口等を充実・強化する。（人員増・24時間体制など）（知事公室、医療政策部、関係部局）
- ② 県は、引き続き、市町村に対し、状況の変化に応じて改定された国のQ & A等を配布するほか、相談窓口等の充実・強化を要請する。（知事公室、医療政策部、関係部局）

## (4) 予防・まん延防止

#### (4)-1 県内での感染拡大防止策

- ① 県は、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。なお、この際、保健所設置市である奈良市との連携に十分注意し、調整を図る。（知事公室、医療政策部）
- ② 県は、業界団体等を経由し又は直接、住民や事業者等に対して、次の要請を行う。（知事公室、医療政策部、関係部局）
- ・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

### Ⅲ 各発生段階における対策【県内発生早期】

- ・事業者に対し、職場における感染拡大防止策の徹底を要請する。
  - ・公共交通機関に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ③ 県は、市町村や関係機関に対し、病院・高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染防止策を強化するよう要請する。（健康福祉部、医療政策部、関係部局）
- ④ 県は、国からの情報提供やウイルスの病原性等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業等について学校の設置者に要請する。（地域振興部、健康福祉部、医療政策部、教育委員会事務局）

#### (4)-2 水際対策

県は、国の水際対策が継続される場合、引き続き、それに協力する。（知事公室、地域振興部、医療政策部、関係部局）

#### (4)-3 予防接種

##### (4)-3-1 接種体制（特定接種）

- ① 県及び市町村は、引き続き、地方公務員に対する特定接種を進める。（総務部、医療政策部、関係部局）

##### (4)-3-2 接種体制（住民接種）

- ① 県は、市町村に対し、引き続き、住民接種を進めるよう要請する。（医療政策部、関係部局）
- ② 県は、国が決定した接種順位を踏まえ、パンデミックワクチンが供給可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始するとともに、接種に関する情報提供を開始するよう市町村に求める。（知事公室、医療政策部）
- ③ 県は、市町村が行う、当該市町村の区域内に居住する者を対象とした集団的接種に関して、保健所・保健センター・学校等の公的施設の活用及び医療機関への委託による接種会場の確保等に、必要に応じて協力する。（医療政策部、関係部局）

#### (4)-4 緊急事態宣言がなされた場合の措置

- ① 県は、緊急事態宣言がなされた場合には、上記の対策に加え、国が示す基本的対処方針に基づき、必要に応じ、次の対策を行う。（知事公室、医療政策部、関係部局）
- ・特措法第45条第1項に基づき、県民に対して、潜伏期間や治療までの期間を踏まえて、期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策を徹底するよう要請する。この際、対象となる区域（市町村単位、

県内のブロック単位等)については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域とする。

- ・特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対して、期間を定めた上で、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・経済の混乱を回避するために特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

なお、要請又は指示を行った際は、その施設名を公表する。

- ・特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設等について、職場も含め、感染対策の徹底の要請を行う。当該要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。当該要請にもなお応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・経済の混乱を回避するため特に必要と認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

なお、要請又は指示を行った際は、その施設名を公表する。

## ② 住民接種

県は、市町村に対し、国が示す基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を速やかに実施するよう要請する。（医療政策部）

## (5) 医療

### (5)-1 医療体制の整備

① 県は、引き続き、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。（医療政策部）

② 県は、一般医療機関においても、新型インフルエンザ等の患者を診察する可能性があることから、院内感染対策等を進めるよう要請する。また、発生国からの帰国者等であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。（医療政策部）

### (5)-2 帰国者・接触者相談センターの充実・強化

県は、引き続き、次の措置を講ずる。

### Ⅲ 各発生段階における対策【県内発生早期】

- ① 帰国者・接触者相談センターの充実・強化を行う。（人員の増加、24時間体制での開設など。）（医療政策部、関係部局）
- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。（医療政策部）

#### (5)-3 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（医療政策部）

#### (5)-4 検査体制の整備

県は、引き続き、ウイルス株の情報に基づき、必要と判断される場合は、保健研究センター等において、新型インフルエンザ等のPCR検査等を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、県内の患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等は重症者等に限定して行う。（医療政策部）

#### (5)-5 抗インフルエンザウイルス薬

- ① 県は、引き続き、県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量を把握し適切な流通を指導するとともに、放出に備えて医薬品卸売業者等と必要な調整を行う。（医療政策部）
- ② 県は、県内感染期に備え、市町村や医療機関等に対してインフルエンザに関する疫学的な情報に基づき、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。（医療政策部）

#### (5)-6 在宅患者等への支援

県は、市町村に対し、関係機関の協力を得ながら、在宅で診療する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、訪問看護、食事の提供、医療機関への搬送）や自宅で死亡した患者への対応に係る準備を要請する。（健康福祉部、医療政策部、関係部局）

#### (5)-7 医療機関・薬局等における警戒活動

県は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。（警察本部）

#### (5)-8 緊急事態宣言がなされた場合の措置

県は、緊急事態宣言がなされた場合には、上記の対策に加え、必要に応じて、医療機関並びに医薬品等の販売業者等である指定地方公共機関に対して、業務計画で定めるところ

により、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。（医療政策部）

## **(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保**

### (6)-1 事業者の対応

県は、県内の事業者に対して、発生状況等に関する情報収集に努めるとともに、従業員の健康管理を徹底し、職場における感染防止策を実施するよう要請する。（関係部局）

### (6)-2 食料品・生活必需品等の確保

① 県は、引き続き、医薬品、食料品等を確保するため、生産、流通、輸送事業者等の職場における感染防止策及び業務の継続の準備を要請する。（医療政策部、関係部局）

② 県は、引き続き、生活必需品の安定供給及び物価監視についての準備を行う。（関係部局）

③ 県は、新型インフルエンザ等の発生に伴い、食料品、生活必需品等の価格が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう調査・監視するとともに、消費者に対し適切な行動をとるよう呼びかける。（関係部局）

### (6)-3 遺体の火葬・安置

県は、引き続き、県内感染期に備え、市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うよう要請する。（くらし創造部）

### (6)-4 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援等

県は、市町村に対し、要援護者への生活支援等を行うよう要請する。（健康福祉部、医療政策部、関係部局）

### (6)-5 緊急事態宣言がなされた場合の措置

緊急事態宣言がなされた場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

#### ① 事業者の対応等

・県は、指定地方公共機関等に対し、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始するよう要請する。県内の登録事業者には、医療の提供並びに県民生活及び経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行うよう求める。その際、当該事業継続のための法令の弾力的運用について周知するとともに、その他必要な対策を速やかに検討する。（関係部局）

①-2 電気及びガス並びに水の安定供給

- ・電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ・水道事業者及び水道用水供給事業者である県、市町村、指定地方公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

①-3 運送・通信、郵便の確保

- ・運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。
- ・電気通信事業者である指定公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染拡大防止策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

② 緊急物資の運送等

- ・県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。（関係部局）
- ・県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売事業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器等の配送を要請する。（関係部局）
- ・正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じない場合は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。（関係部局）

③ 生活関連物資等の価格の安定等

県は、県民生活・経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（関係部局）

④ 犯罪の予防・取締り

県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。（警察本部）